

# 会 員 業 務 処 理 規 程

平成26年 9月 9日 制 定

平成27年 4月 1日 一部改定

2021年 4月 1日 一部改定

一般社団法人マンション計画修繕施工協会

マンション計画修繕施工協会（以下、協会という。）会員及び住宅リフォーム事業者団体登録規程に基づく構成員（会員のうち住宅リフォーム事業者団体構成員として登録する者。以下、構成員という。）が行うマンション計画修繕工事を含む住宅リフォーム工事において、本規程を定め、会員及び構成員はこれを遵守する。

## （書面契約）

第1条 住宅リフォーム工事の請負契約の締結に際して、当該請負契約の注文者に対し、遅滞なく、建設業法第十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を交付すること。

## （見積書の交付）

第2条 住宅リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、当該工事の見積りを行い、請負契約が成立するまでの間に見積書を交付すること。

## （誇大広告の禁止）

第3条 締結しようとする住宅リフォーム工事の請負契約の内容について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしないこと。

## （瑕疵保険への加入）

第4条 会員のうち、住宅リフォーム事業者団体の構成員であるものは、住宅居住者等から請け負った住宅リフォーム工事の請負代金の額が、マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事にあつては、当該マンションの住戸の数に百万円を乗じた金額又は一億円のいずれか低い金額（戸建て住宅のリフォーム工事においては五百万円以上）以上となる住宅リフォーム工事を行う場合においては、当該工事の注文者があらかじめ書面により反対の意思を表示している場合を除き、次に掲げるいずれかの保険契約（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものに限る。以下、同条において同じ。）を締結すること。

- (1) マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法第六百三十四条第一項又は第二項前段に規定する担保の責任の履行によって生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵によって生じた当該工事の注文者の損害をてん補することを約して保険料を収受する保険契約
- (2) 住宅リフォーム工事の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百三十四条第一項又は第二項前段に規定する担保の責任の履行によって生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵によって生じた当該工事の注文者の損害をてん補することを約して保険料を収受する保険契約

（重要事項説明）

第5条 会員のうち、住宅リフォーム事業者団体の構成員であるものは、建設業法第十九条第一項第一号から第四号までに掲げる事項その他の締結しようとする住宅リフォーム工事の請負契約の概要、第4条の規定に基づく保険契約の締結の有無その他の重要事項を注文者に対して説明すること。

（住宅リフォーム事業の円滑な実施）

第6条 住宅リフォーム事業を適正かつ円滑に実施すること。

（会員及び構成員の情報）

第7条 会員は、以下の情報について協会ホームページ上において消費者への閲覧に供するものとし、協会が定める概況調査書を毎年度更新する。

- (1) 代表者氏名・役職
- (2) 資本金
- (3) 本社所在地
- (4) 代表電話番号
- (5) 建設業許可工種・許可番号・有効期限
- (6) 従業員数（役員、事務、営業・工務）
- (7) 保有資格者数
- (8) 年間完成工事高
- (9) マンション改修工事元請完成工事高及び下請工事高
- (10) 決算期間

※住宅リフォーム事業者団体の構成員は、以下の項目を含める。

- (11) 代表する建築士又は建築施工管理技士の氏名及び登録・合格番号

（調査）

第8条 当協会がホームページに掲載するための構成員の許可や資格、工事实績等のほか、住宅居住者等からの相談に対応するための調査等を行おうとするときは、これに広

じること。

(住宅リフォーム事業者団体構成員であることの表示)

第9条 住宅リフォーム事業に関して広告又は勧誘をするときは、登録住宅リフォーム事業者団体の構成員として公表されていないにもかかわらず、構成員であると表示又は説明をしないこと。

(住宅リフォーム事業者団体構成員としての処分等)

第10条 住宅リフォーム事業者団体構成員については、本規程が遵守されていないと認められるときは、住宅リフォーム事業者団体登録規程第12条5号に基づき、以下の処分を行う。

- (1) 指 導
- (2) 助 言
- (3) 勧 告
- (4) 勧告に従わない場合にあつては構成員からの除名

附 則

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。